

書類審査

令和元年度 学校保健会運営補助金

評価表 NO.

所管部課名	教育部 学校教育課	担当者	西村 喜一						
事務事業名	学校保健体育運営管理費								
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱 学校保健会運営補助金交付要領								
補助経過年数	16年以上20年以下								
令和元年度 予算額	344千円	国県支出金 千円	一般財源 344千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	学校保健・安全研究大会への出席者数		230人		平成33年度				
成果指標②	健康ガイドブックの利用状況		100%		平成33年度				
補助対象者	薩摩川内市学校保健会								
補助対象経費	○健康教育思想の普及啓発並びに関係者の旅費・謝金 ○健康教育の調査研究にかかる経費 ○健康教育関係の表彰にかかる経費 ○健康教育関係の各種大会の開催にかかる経費及び派遣旅費								
補助対象事業・活動の内容	学校保健指導の実施、学校保健大会の開催等								
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額（千円未満の端数切捨て）で、予算で定める額								
上記項目の積算方法	学校保健会の運営に必要な額を積算								
補助を受ける3カ年事業の決算状況等の	収入	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
		自己資金	553,740	60.4%	550,440	58.5%	498,020	52.0%	
		会費収入	193,740	21.1%	190,440	20.2%	188,020	19.6%	
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		寄付金・その他助成	360,000	39.3%	360,000	38.2%	310,000	32.4%	
		市補助金	344,000	37.5%	344,000	36.5%	344,000	35.9%	
		利息等	33	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	
		（前年度繰越金）	18,423	2.0%	47,139	5.0%	114,901	12.0%	
		計	916,196	100.0%	941,581	100.0%	956,923	100.0%	
	支出	事業費	430,523	47.0%	450,052	47.8%	409,507	42.8%	
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
		その他事務費	170,024	18.6%	209,808	22.3%	194,323	20.3%	
		負担金	167,932	18.3%	166,820	17.7%	166,085	17.4%	
		補助金	100,578	11.0%		0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	47,139	5.1%	114,901	12.2%	187,008	19.5%	
計	916,196	100.0%	941,581	100.0%	956,923	100.0%			
	支出計/前年度支出計			102.8%		101.6%			
	自己資金/前年度自己資金			99.4%		90.5%			
	翌年度繰越金/市補助金	13.7%		33.4%		54.4%			
	交付件数	1		1		1			
	成果指標の推移①	214		217		220			
	成果指標の推移②	100%		100%		100%			
特記すべき事項等	【前回評価】 平成28年度評価 視点別評価はいずれも「高い」で、現状のまま継続。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業は、学校保健の振興を図り、児童生徒及び教職員の保持増進と安全確保に寄与することを目的として活動している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	健康な児童生徒を育成するために、学校保健・安全に関する諸問題について研究協議を行い、児童生徒の健康増進と安全確保に関わる学校保健関係者及び保護者の資質向上を図ることを趣旨とした、学校保健安全研究大会を運営するために、一定の補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	本会の事業の一つである「健康ガイドブック」は、学校医等の協力を得て独自に作成しているものであり、児童生徒の健康の保持増進のために保護者や教職員の貴重な資料となっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	児童生徒の健康・安全に係る諸課題の解決に向けた指導・普及等は、専門的知識や経験等が必要であり、当該団体が運営することが妥当であると考えられる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市の教職員(養護教諭)・学校医等で組織されており、補助金以外の財源を見出すことは困難である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	児童生徒の健康の保持増進・安全確保の向上を目指すものであり、公費をあてるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	≪上記方向の理由≫ 本補助金は、「学校保健・安全研究大会」等を通して、本市学校保健の充実に大きく寄与していることから、今後も、必要だと判断する。		≪今後の改革の方向性≫ □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

学校保健会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる学校保健会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 学校保健会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 学校保健会運営補助金の交付を申請した各地域の学校保健会が計画する学校保健活動の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の各地域の学校保健会計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 学校保健会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助対象経費)

第4条 学校保健会運営補助金は、次の各号に掲げる項目であって、各地域学校保健活動に要する経費について交付する。

- (1) 学校における健康教育思想の普及啓発並びに関係者の旅費・謝金
- (2) 学校における健康教育の調査研究にかかる経費
- (3) 学校における健康教育関係の表彰にかかる経費
- (4) 学校における健康教育関係の各種大会の開催にかかる経費及び派遣旅費

(交付の申請)

第5条 学校保健会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年7月31日とする。

(交付の基準)

第6条 学校保健会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に学校保健会運営補助金を交付することが適当でない認められる場合
(実績報告)

第7条 学校保健会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 学校保健会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 学校保健・安全研究大会への出席者数
- (2) 健康ガイドブックの利用状況
(補助事業者等の責務)

第9条 学校保健会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

第7条 会長・副会長は総会で選出する。

- 1 理事は、各地域から選出の定数と、各専門部長及び学識経験者若干名を、総会を経て会長が委嘱する。
- 2 理事長は、理事の互選による。
- 3 書記・会計は会長が委嘱する。
- 4 監事は、総会で選出する。
監事2名は、校長会代表1名、養護教諭会代表1名とする。

第8条 この会に顧問を置くことができる。顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第9条 役員の任務は、次の通りである。

- (1) 会長は、この会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受けて、会務を執行する。
- (4) 理事は、この会の運営にあたる。
- (5) 書記は、理事長とともに会務を執行し、事務局を担当する。
- (6) 会計は、庶務会計事務に従事する。
- (7) 監事は、会計及び会務執行状況を監査する。
- (8) 顧問は会長の諮問に応ずる。

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合は、速やかに後任を選任し、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第11条 この会の会議は、総会・理事会・専門部会の3種とする。

第12条 総会は、この会の決議機関であって、各学校保健委員会代表者をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 会務の報告
- (2) 予算審議及び決算承認
- (3) 事業計画
- (4) 正・副会長の選出及び顧問の推薦
- (5) 会則改正に関する事項
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

2 総会は、年1回会長が召集して主催する。

第13条 理事会は、正・副会長、理事をもって構成し、会長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会に委任された事項

第14条 専門部会は、次の各部に分け、それぞれに必要なことを審議・研修する。

健康ガイドブック部会、口腔衛生部会、研究大会推進部会

第15条 会議は、構成員の過半数が出席しなければならない。委任状により、代理を出席させた場合は、構成員が出席したものとみなす。

第16条 議事は、出席者の過半数で可決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

第5章 経費・会計年度

第17条 この会の経費は、次の各項によるものとする。

- (1) 各学校単位の学校保健委員会の負担金
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。